

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0716)

本審議会 第435回

令和2年6月30日 公開

開催日時	令和2年6月30日(火)	16時00分～16時40分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年度群馬地方最低賃金審議会の運営について 2. 群馬県最低賃金の改正決定について(諮問) 3. 群馬県最低賃金専門部会の設置について 4. 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について 5. 令和2年度最低賃金に関する実態調査の実施について 		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻になりましたので、事務局よりご報告申し上げます。</p> <p>本日の出席委員は、公益代表委員5名・労働者代表委員5名・使用者代表委員5名・合計15名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されている定足数を満たしていることをご報告いたします。</p> <p>なお、後日議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員全員の方に内容の確認をしていただいております。大変恐れ入りますが、ご発言の前に、お名前をおっしゃっていただきますよう、お願い申し上げます。</p>
事務局	<p>それではただ今より、第435回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>議事に入るまでの間は、事務局において、司会、進行をさせてい</p>

たきます。

私は、賃金室長の摩庭でございます。よろしくお願いいたします。
誠に恐縮ではございますが、これから先は着座にて進めさせていただきます。

審議会委員の皆様におかれましては、本年度の調査審議につきましても、よろしくお願いいたします。

なお、公益代表委員の■■■■委員、労働者代表委員の■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、使用者代表委員の■■■■委員がご都合により退任されました。

お手元の資料1をご覧ください。

それぞれの代表委員の後任に、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員を任命させていただきましたことを、ご報告させていただきます。

新たに委員にご就任いただきました皆様の委嘱状につきましては、労働局長よりお渡しすべきところではありますが、時間の関係もございますので、各委員のお席に置かせていただいております。失礼とは存じますがご容赦いただきますようお願いいたします。

さて、本日は令和2年度の第1回目の会議となります。

初めてご出席をいただく委員も多くいらっしゃいますので、資料1の委員名簿の順に従いまして、委員の皆様をご紹介させていただきますと存じます。

委員の皆様は着座のままで結構でございますので、よろしくお願いいたします。

まずは、公益代表委員といたしまして、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員。

次に労働者代表委員といたしまして、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員。

次に使用者代表委員といたしまして、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員。

本日は委員全員の皆様の出席をいただいております。ありがとうございます。

次に資料2をご覧ください。

私ども事務局が、この4月1日付けの異動により、一部代わりましたので、その紹介をさせていただきます。

労働局長の丸山でございます。

労働基準部長の佐藤でございます。

賃金室長補佐の塚越でございます。

賃金室、労働基準監督官の畠です。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

労働局長

次に、審議会の開催に当たりまして、丸山労働局長よりご挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、第435回群馬地方最低賃金審議会に御出席賜り、誠にありがとうございます。令和2年度の第1回目の開催でございますので、私より一言御挨拶申し上げます。

まずは、各委員の皆様方におかれましては、日ごろから、最低賃金行政をはじめ、労働行政の円滑な運営に御理解と御尽力を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げる次第であります。

さて、群馬県内の経済状況でございますが、資料にも色々添付させていただいてございますが、6月1日に発表しました、日本銀行前橋支店の発表によりますと、「県内景気は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、厳しい状態が続いている。」というふうに記載されているところでございます。また、県内の雇用情勢、これは本日午前中に労働局で、先月5月の有効求人倍率をちょうど発表させていただいたばかりでございますので、この内容も資料につけさせていただきました。5月の有効求人倍率は、季節調整値で1.33倍となりました。前月からみますと0.18ポイントの減少でございます。新型コロナウイルス感染拡大による経済情勢の不安から、求人提出の出し控えているところが多くなってきたところでございます。1.3倍まで落ちたわけですが、この1.3倍というのは遡りますと平成28年3月以来の数値ということになっております。

また、新規の求人数につきましても、前年の同月に比較しましてマイナス40.2%。これも大変大きく落ち込みました。人数にしますと、6,300人の減少となっているところでございます。

参考までに、新型コロナウイルス感染症の影響により、当局に申請されました、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金も含めますと、今月26日現在で3,508件の申請がございました。このうち、2,335件を支給決定しておりまして、およそ中身に問題がない申請につきましては、だいたい2週間くらいでお支払いをさせていただいているところでございます。急に申請件数も5月に入り伸びましたので、労働局職員も新規に増置をして、一日も早い支給をとということで、努めさせていただいているところでございます。

このような状況の中で、今月26日には、令和2年度第1回目の中央最低賃金審議会が開催されました。「地域別最低賃金額改正の目安について、調査審議を求める。」ということで、諮問が行われたところでございます。さっそく、第1回の「目安に関する小委員

	<p>会」も開催されました。</p> <p>これらを踏まえまして、本日、本審議会に、群馬県最低賃金の改正決定の諮問をさせていただきたいと考えているところでございます。地域別最低賃金は、「地域におけます労働者の生計費」、「労働者の賃金」、更には「事業の賃金支払能力」を考慮して定めることとされております。委員の皆様には、大変御苦勞をおかけすることになります。委員の皆様には、大変御苦勞をおかけすることになります。審議を尽くしていただき、御答申をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>最後になりますが、これから暑い季節を迎えることになります。お身体にはくれぐれも御留意いただきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>本審議会の会長、会長代理につきましては、今年の第1回目の審議会におきまして、会長は■■■■委員、会長代理は■■■■委員が選出されております。</p> <p>それでは、この後の議事進行につきましては、■■■■会長にお願いいたします。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>それでは最初に、群馬地方最低賃金審議会運営規程第7条に基づき、議事録署名人を決めさせていただきたいと思ひます。</p> <p>公益は私、■■■■がいたしますが、労働者側はどなたにいたしましうか。</p>
労働者委員	<p>労側は■■■■が行います。</p>
会長	<p>■■■■委員お願いいたします。</p> <p>使用者側は、どなたにいたしましうか。</p>
使用者委員	<p>■■■■が行います。</p>
会長	<p>■■■■委員よろしくお願ひいたします。</p> <p>では、議題に則り議事に入らせていただきます。</p> <p>令和2年度群馬地方最低賃金審議会の運営について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。</p>

資料3に「群馬地方最低賃金審議会運営規程」がございます。審議会の公開・非公開につきまして、ご説明をさせていただきます。

審議会の運営規程第6条では、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、率直な意見の交換、若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」とされております。

審議会につきましては、昨年も含め、従来から同条の原則どおり、公開とさせていただいております。

また、7条では、「議事録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、率直な意見の交換、若しくは意思決定の中立性が、不当に損なわれる恐れがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされております。

議事録につきましても、昨年も含め従来から原則どおり、公開とさせていただいております。

本年度の、審議会及び議事録等の公開・非公開につきまして、ご審議をいただきたいと考えております。

また、審議会の日程につきましては、中央最低賃金審議会の答申日が確定しておりませんので、今後これに合わせて日程を調整させていただくこととなります。ご協力をよろしくお願いいたします。

以上、令和2年度の審議会運営規程等について、ご説明いたしました。

よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から、令和2年度の審議会の運営規程等について説明がございました。審議会運営規程第6条及び7条の運用について、審議会は従前どおり公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

会長

それでは、公開ということにいたします。

また、審議日程につきましても、後ほど調整させていただくこととしてよろしいでしょうか。

これに関連して、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

	【意見等なし】
会長	<p>それでは、もう一度確認いたします。</p> <p>本年度は、この運営規程に基づき、審議をしていくということ。それから、審議日程については、後ほど調整をさせていただくという形にしたいと思います。</p> <p>なお、事務局には、コロナウイルス感染症感染予防対策をしっかりとさせていただくようお願いいたします。</p> <p>次に、群馬県最低賃金の改正決定及びその諮問について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>最低賃金法、第12条の規定に基づき、群馬県最低賃金の改正のため、群馬地方最低賃金審議会の調査審議を求める諮問文を、丸山労働局長から、会長にお渡しをいたします。</p>
労働局長	<p>それでは、よろしくをお願いいたします。</p>
	【局長より会長に諮問文を手交】
会長	<p>ただいま、局長より群馬県最低賃金の改正諮問を受けました。これについて、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ただいま、労働局長より群馬地方最低賃金審議会へ、調査審議を求める諮問を行いました。諮問文の写しを委員の皆様にお配りします。</p>
	【諮問文（写）を各委員に配付】
事務局	<p>それでは諮問文を読み上げさせていただきます。</p>
	【諮問文（写）を朗読】
事務局	<p>それでは、令和2年度の群馬県最低賃金の改正決定に係る諮問に際しまして、その経過について、事務局からご説明を申し上げます。</p> <p>昨年度、本審議会に、群馬県最低賃金の改正決定に係る諮問を行い、ご審議をいただいたところ、中央最低賃金審議会から提示のありました目安を参考に、群馬の地域経済情勢、雇用情勢等に配慮の上、慎重にご審議を重ねていただき、「目安額26円の引き上げが</p>

<p>会長</p>	<p>適当である」との答申をいただきまして、群馬県の最低賃金は「835円」となったところでございます。</p> <p>さて本年度は、6月26日に中央最低賃金審議会が開催され、厚生労働大臣から地域別最低賃金改定の目安について、調査審議の諮問がなされました。</p> <p>群馬県におきまして、このような状況も踏まえ、本年度も群馬県最低賃金の改正について諮問をさせていただいたところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>諮問をお受けいたします。</p> <p>ただいまの諮問及び事務局の説明について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【意見等なし】</p>
<p>会長</p>	<p>特にないということでございますので、次へ進めます。</p> <p>それでは、次の議題である、群馬県最低賃金専門部会の設置について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p> <p>最低賃金法第25条第2項では、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について、調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされています。</p> <p>そして、同条第3項で、専門部会は、労働者・使用者・及び公益を代表する委員、各同数をもって組織する旨が定められており、最低賃金審議会令第6条第1項で、「専門部会の委員の数は9人以内とする」とされております。</p> <p>これに基づきまして、従来から、公益側・労働者側・使用者側の各3名、合計9名で構成されております。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは本年度も、規定に基づき公労使3名ずつの専門部会を設置することといたします。</p> <p>この件につきまして、ご質問、御意見がございましたらお願いします。</p>

	【質問等なし】
会長	<p>それでは次に、専門部会委員の選任手続き等について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>最低賃金審議会令第6条第4項では、同審議会令第3条を準用し、「地方最低賃金審議会に置かれる専門部会の、関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命に当たっては、関係者に対し、相当期間を定めて候補者の推薦を求めなければならない。」とされています。</p> <p>つきましては本日、審議会終了後、委員の推薦公示を行う予定としております。その後、推薦のあった方の中から、局長が委員を任命することとなります。</p> <p>公労使の委員が決まりましたら、第1回目の専門部会を開催させていただくこととなります。</p> <p>また、最低賃金法第25条第5項の規定により、関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示についても、この後行う予定です。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>専門部会の任命手続きについてのご説明をいただきましたが、この件について、ご質問やご意見がございましたらお願いします。</p>
	【意見等なし】
会長	<p>それでは次に、最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>資料4をご覧ください。最低賃金審議会令の抜粋といたしまして、最低賃金審議会令の第6条第5項がございます。</p> <p>この規定では、「審議会は、あらかじめその決議するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。」となっております。</p> <p>専門部会の決議が全会一致の場合に限り、この規定を適用してきました。</p> <p>今年度の群馬地方最低賃金審議会においても、この規定を適用してよろしいか、ご審議を願います。</p>

<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局から最低賃金審議会令第6条第5項について、説明がありました。</p> <p>例年と同様の取扱いでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、例年と同様、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、「専門部会の決議が全会一致で行われた場合に限り、専門部会で決まったことをもって、この審議会の決議とすることができる。」とさせていただきます。</p> <p>それでは次に、最低賃金の審議を行うに当たって、労働局で調査を行っているということですので、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p> <p>それでは、令和2年度最低賃金に関する実態調査につきまして、説明をさせていただきます。</p> <p>資料5をご覧ください。</p> <p>令和2年度最低賃金に関する実態調査としまして、賃金改定状況調査と、最低賃金に関する基礎調査、この2つの一般統計調査を行っております。</p> <p>まずは、賃金改定状況調査について、説明をさせていただきます。</p> <p>この調査は毎年中小企業の労働者の1年間における賃金の上昇率を把握するために実施しております。</p> <p>調査は、中央最低賃金審議会の資料として使用することを目的として行っております。</p> <p>調査の対象地域は群馬県全域、対象業種は製造業や小売業等資料に記載のとおりです。企業規模は、常用労働者が30人未満の規模が対象となっております。従いまして、比較的最低賃金の労働者が多い産業及び規模の事業所が調査の対象となっております。</p> <p>調査依頼数は約300件になります。</p> <p>調査事項は昨年度6月分及び今年度6月分の賃金を調査しております。</p> <p>調査方法は通信調査で実施しております。今年度より、調査の対象となった事業所の回答方法として、郵便報告方式に加えてオンライン報告方式が追加されました。</p> <p>続きまして、最低賃金に関する基礎調査について、説明をさせていただきます。</p>

この調査は中小企業の労働者の賃金実態等を把握するために実施しております。

調査は地方最低賃金審議会の資料として使用することを目的として行っております。

調査の対象地域は群馬県全域、調査の対象となっている業種は製造業や小売業等資料に記載のとおりです。調査対象の企業規模は製造業や新聞業、出版業は労働者数が100人未満の事業所で、それ以外の業種につきましては、労働者数が30人未満の事業所となっております。賃金改定状況調査同様、比較的低賃金の労働者が多い産業及び規模の事業所が調査の対象となっております。低賃金の労働者の実態を明確に把握できるようにしております。

こちらの調査の依頼数は約2,400件になります。

調査事項は今年度6月分の賃金を調査しております。

調査方法は通信調査で実施しております。賃金改定状況調査と同様、今年度より調査の対象となった事業所の回答方法として郵便報告方式に加えて、オンライン報告方式が追加されました。

説明させていただきました調査の集計結果につきましては、次のページです。今年度の地方最低賃金審議会の審議終了の4か月後に、厚生労働省のホームページ及び政府統計が確認できるポータルサイトのe-statへ掲載されます。

また、今までの地方最低賃金の審議会と同様、令和2年度も第2回群馬県最低賃金専門部会にて、最低賃金に関する基礎調査結果の概要については、公表させていただく予定です。

調査結果内容につきましては、平成28年経済センサス活動調査の結果に基づく、平成30年次の事業所母集団データベースの産業分類ごとの労働者数により復元して、集計を行っております。

以上、簡単ではございますが、令和2年度最低賃金に関する実態調査の説明をさせていただきました。この調査が委員の皆様のお役に立てれば幸いです。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございます。

ただいま、ご説明をいただいた資料について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

【質問等なし】

会長

それでは次に、その他について、事務局から説明をお願いします。
なお、質疑、ご意見は最後に受けたいと思います。

事務局	<p>はい。</p> <p>事務局から、4点説明させていただきます。</p> <p>先に3点説明させていただきます。</p> <p>1点目です。資料6にあります、群馬県特定最低賃金の、申出意向表明状況です。</p> <p>ご確認をいただきますようお願いいたします。</p> <p>次に2点目です。資料7、8であります。意見書及び要請書でございます。</p> <p>資料7は、6月10日付けで、 から、群馬地方最低賃金審議会会長あて提出された、「意見書」の写しです。</p> <p>資料8は、6月23日に、 から、群馬地方最低賃金審議会会長及び、群馬労働局長あてに提出された、「要請書」の写しです。6ページに7項目の要請事項がございます。この要請書には、資料といたしまして別紙1、別紙2が添付されてございます。</p> <p>以上、1件の意見書と1件の要請書につきまして、群馬地方最低賃金審議会の審議にあたり、ご参照していただくようお願い申し上げます。</p> <p>なお、これらの意見書と要請書につきましては、厚生労働省へも報告しております。</p> <p>次に3点目です。資料9から資料13までの添付資料でございます。</p> <p>まず、資料9でございますが、「生活保護制度の概要」でございます。</p> <p>資料10は、群馬労働局が本日発表いたしました、令和2年5月分の「労働市場速報」でございます。</p> <p>資料11は、前橋財務事務所が6月11日に発表いたしました、群馬県の「法人企業景気予測調査」でございます。</p> <p>資料12は、日本銀行前橋支店が6月1日に発表いたしました、「群馬県金融経済概況」でございます。</p> <p>資料13は、「令和2年春闘各機関別賃上げ集計状況」でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま事務局から、ご説明をいただいた3点について、ご意見、ご質問などございましたら、お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【意見等なし】</p>

会長	<p>それでは、最後の1点について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>昨年までの専門部会につきましては、「公開することにより、率直な意見の交換、若しくは意思決定の中立性が、不当に損なわれる恐れがある場合」に該当するとして、非公開となっております。</p> <p>審議の公開につきましては、先ほどの資料の要請事項にもございますが、今年度の取り扱いにつきましては、審議会として、意見・意向を、ご議論いただければと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ただいま事務局から、例年の専門部会の運営等について、説明がございました。</p> <p>整理をいたしますと、専門部会は例年、事務局の説明のとおり理由で非公開となっております。</p> <p>公開・非公開は、専門部会の運営規程の第6条で、部会長が決定できる旨、定めております。</p> <p>すなわち、公開・非公開の決定の権限は、部会長に与えられております。しかし、専門部会は審議会の構成組織であることを踏まえ、その開催の在り方について、この際、審議会においても議論しておきたいと思っております。</p> <p>まず、本件を審議会で議論することについて、委員の皆様のご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>このことについて、議論をすることによろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
会長	<p>ご賛同をいただけたと理解いたしました。委員の皆様のご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>まず、労働者側からご意見をお願いします。</p>
労働者委員	<p>労側■■■■です。</p> <p>公開することによって、素直に意見の交換ができなくなる恐れがありますので、例年どおり、非公開でよいのではと思います。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>使用者側は、いかがでしょうか。</p>

使用者委員	<p>はい。■■■■です。</p> <p>今、労側委員から発言がありましたが、労働者側と同じ意見で、非公開でよろしいのではないかと思います。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それ以外に、労働者側、或いは使用者側から、ご意見はございますか。</p>
	【意見等なし】
会長	<p>公益の委員からいかがでしょうか。</p>
	【意見等なし】
会長	<p>労使委員から「率直な意見の交換が損なわれるおそれがある」ため、「非公開」との意見がありました。</p> <p>この非公開理由は、審議会及び専門部会運営規程の定めに該当するものです。</p> <p>専門部会の公開・非公開について、審議会の意向としては「非公開とすべき」としてよろしいでしょうか。</p>
	【異議なし】
会長	<p>それでは、審議会といたしましては、「専門部会は非公開とすべきとの意向」であることを確認いたします。</p> <p>ただし、最終的には専門部会の非公開については、部会長が判断することとなることを、再度確認いたします。</p> <p>その上で、専門部会における決定の際の参考としていただけるよう、専門部会に「当初より専門部会を非公開とすべき」との審議会の意向を伝えることとしてよろしいでしょうか。</p>
	【異議なし】
会長	<p>賛同をいただきました。それでは、「専門部会は非公開とすべきとの意向」を、専門部会に伝えることといたします。</p> <p>本日の議事は以上ですが、全体として、ご意見等がございましたらお願いします。</p>

会長	<p style="text-align: center;">【意見等なし】</p> <p>それでは今後、専門部会では、いろいろな資料をもとに、金額審議をすることになります。</p> <p>委員の皆様には、十分な審議をお願いいたします。</p> <p>それでは以上で、第435回群馬地方最低賃金審議会を終了いたします。</p>
----	---